事 務 連 絡 令和2年4月9日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局経済課 (マスク等物資対策班)

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する 質疑応答集(Q&A)について(その4)

令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―」(新型コロナウイルス感染症対策本部)に基づき、国が買い上げた医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みを「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」(令和2年3月13日付け事務連絡)においてお知らせしたところです。

今般、当該事務連絡に関する質疑応答については、「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する質疑応答集(Q&A)(令和2年3月16日付け事務連絡)、「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する質疑応答集(Q&A)(その2)(令和2年3月18日付け事務連絡)及び「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する質疑応答集(Q&A)(その3)(令和2年4月1日付け事務連絡)においてお知らせしたところですが、問11及び問12を追加した上で、別添のとおり作成いたしましたので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

## (別添)

# 「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」 に関する質疑応答集(Q&A)

#### 間1

今回の事務連絡のマスクは、「医療用マスクの安定供給スキームとは別の整理か。無償か。

# (答)

安定供給スキームとは別の整理です。令和元年度予算の予備費を活用して 国が一括で医療機関向けマスクを買い取り、都道府県に送付し、都道府県から 医療機関等に無償で配布いただくというスキームです。事務連絡にも記載し ましたが、安定供給スキームにおける優先供給対象の医療機関のうち、現時点 で配送見込のないところについては、このスキームの活用を積極的に検討し ていただくようお願いいたします。

#### 間 2

省庁が保有するマスク分について、都道府県への送付枚数の提示は直前だったが、今後の国から都道府県への送付の際は、どのようなスケジュールで事前に提示いただけるか。

## (答)

本日3月16日に、合計1,500万枚の配布に関し、都道府県別の配布枚数 や大まかな到着日の目安を各都道府県に個別にご連絡する予定です。

また、具体的な到着日については、メーカーからの国への納入状況にもよるので、都道府県に送付する前に、できるだけ早く個別にご連絡する予定です。

# 間3

都道府県に届いたマスクは、「速やかに」医療機関等に送付するとあるが、 具体的にいつまでに届ければよいか。

# (答)

今回の優先配布の目的は、医療現場の深刻なマスク不足に対応することにあり、一刻も早く医療機関等に配布したいと考えております。

このため、各都道府県におかれては、国からマスクが届いた後、速やかに 仕分け作業や発送等を行っていただき、2日~3日程度の期間で医療機関等 に届くよう対応をお願いいたします。なお、問5のように国による直送も可 能です。

#### 間 4

医療機関等への送付にあたって、医師会等の職能団体や保健所等を介して、 医療機関等の求めに応じて随時、配布していいか。

### (答)

医療機関等への配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くとともに、都道府県医師会等の職能団体と協議してご対応いただきたいと考えております。

また、医療機関等からの求めに応じ、マスクを個別に速やかに配布する体制が整えられている地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等については、その協力が得られる場合、お尋ねのような配布方法をとることは差し支えありません。

その際は、どの医療機関等に何枚配布したかがわかるよう、医師会等の職能 団体や保健所等が配布した医療機関等について適切に記録(医療機関等名、配 布枚数、配布日)をとっていただき、都道府県から国への報告の際に、情報を 集約して適時のタイミングでまとめてご報告ください。

### 問 5

都道府県から管下市町村における状況等の意見を聴き、都道府県医師会等の職能団体と十分に連携して、マスクの配布先の医療機関等のリストを作成した場合は、国による当該医療機関等への直送は可能か。

#### (答)

都道府県におけるマスクの配布先の医療機関等のリスト(別添)を国に送付いただければ、国にメーカーからの納入があり次第、当該医療機関等に直接マスクを送付します。この方式を希望する都道府県は、3月16日(月)18時(厳守)までに厚生労働省の担当までご連絡ください。

なお、当該リストの作成に当たっては、管下市町村の意見を聴くとともに都道府県医師会等と十分に連携ください(意見聴取等の方法は、各都道府県の実情に合わせて実施ください。)。また、作成したリストについては、3月19日(木)12時(※速やかな発送を確保するため、期限厳守でお願いします。)までに提出いただくようお願いいたします。〆切までに当該リストの提出がな

かった場合は、通常の方式(国から都道府県に送付し、都道府県から各医療機 関等に配布する方式)をとります。

ただし、国による医療機関等への直送方式は医療機関等1ヵ所につき1,000 枚以上を配布する場合のみとします。また、1,000 枚単位での配送といたしま す。この点にご留意いただいてリストを作成ください。

なお、国から医療機関等への直送を行う場合、これに係る費用の都道府 県における財政負担はありません。

直送を希望しない都道府県におかれましても、関係者と調整中の暫定 版の同様のリストを提供いただくようお願いいたします。

#### 間 6

全都道府県で1,500万枚を配布した後、更なる国が買い上げたマスクの都道府県への送付や医療機関等への配布はあるのか。

# (答)

メーカーからの納入状況によりますが、1,500万枚を配布した後も、同様のスキームでマスクの医療機関等への配布を進めてまいります。

## 問 7

都道府県から医療機関等に対して、卸売業者等に依頼して配送するのは可能か。

### (答)

都道府県からの医療機関等への配送は、運送業者や卸売業者に依頼して行うことが考えられます。

都道府県から医療機関等に対して卸売業者等を介して配送を委託する場合、 卸売業者等とつながりがある特定の医療機関等にのみ送付される等が考えられますので、卸売業者等を介して配布する場合には、配布の計画を定めて卸売 業者に依頼するなど、都道府県内で必要としている医療機関等に偏りなく配 布されるようお願いいたします。

## 問8

都道府県からマスクの配布がなされる医療機関等には訪問看護ステーションは含まれるのか。

# (答)

医療機関等には訪問看護ステーションは含まれます。

### 間 9

事務連絡で、都道府県における事務に要する費用については、国で財政措置をするとあるが具体的な内容はどうか。

# (答)

各省庁の機関が保有するマスクの一部(約 250 万枚)の医療機関への配布 に当たってかかった費用については、国が財政措置します。

医療機関向けのマスクの今後の医療機関等への配布について、国直送ではなく、都道府県から配布する場合は、事務を円滑に行う観点から、国が契約する運送業者を利用いただくようお願いいたします。また、その際の人件費や倉庫の借り上げなど、郵送費以外の費用が生じ得る見込みがある場合は、必ず、個別に担当までご連絡いただければ対応策を検討させていただきます。

# 間10

都道府県からマスクの配布がなされる「その他特別の事由がある場合」の医療機関等とは具体的にどのような医療機関等を想定しているのか。

#### (答)

「その他特別の事由がある場合」とは、例えば、がん患者、難病患者や臓器移植を受けた患者など、感染防止の観点から特に配慮を要する者を多数受け入れている医療機関等を想定しています。都道府県においてリストを作成するに当たっては、がん、難病等の関係部局・課とも相談のうえ、都道府県医師会等の関係団体と連携するなど、こうした患者の実情を把握し、その感染防止の必要性も考慮するようお願いいたします。なお、当該医療機関等において、特に必要性がある場合に当該患者等に配布することは差し支えありません。

# 問11

都道府県からマスクの配布がなされる「その他特別の事由がある場合」の医療機関等には、新型コロナウイルス感染症患者が宿泊療養を行う宿泊施設も含まれるか。

## (答)

新型コロナウイルス感染症患者が宿泊療養を行う宿泊施設については、「その他特別の事由がある場合」の医療機関等とみなして取り扱っても差し支えありません。具体的な内容については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準

備について」(令和2年4月2日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(同日付け事務連絡)を参考に、管内の宿泊施設等の確保状況や軽症者等の発生状況等を考慮するようお願いいたします。

# 間12

新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う際の感染管理対策においてサージカルマスク等を着用することとされているが、都道府県としてどのように対応すればよいか。

# (答)

「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付事務連絡)において、居住環境に応じて、自宅療養時に患者やその同居家族はサージカルマスク等を着用することとされている。基本的に患者等は自身の不織布マスク等を使用するものと考えられるが、新型コロナウイルス感染症の検査・診断を行った医療機関等において、必要に応じて患者等に対してマスクを提供することは差し支えない。都道府県においては、その点も踏まえ、医療機関等のニーズや備蓄状況を適切に把握いただき、医療機関等へのマスクの配布や医療機関等のリストの作成をお願いいたします。